

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公表番号】特表2011-500582(P2011-500582A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-529007(P2010-529007)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/506	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	31/706	(2006.01)
A 6 1 K	31/437	(2006.01)
A 6 1 K	31/4164	(2006.01)
A 6 1 K	47/48	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/506	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	39/395	C
A 6 1 K	39/395	L
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	31/706	
A 6 1 K	31/437	
A 6 1 K	31/4164	
A 6 1 K	47/48	
A 6 1 K	37/02	

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験者におけるホジキンリンパ腫の治療において化学療法レジメンと組み合わせて使用するための抗体-薬物複合体を含む医薬組成物であって、前記抗体-薬物複合体がアウリスタチン化合物に複合体化した抗CD30抗体であり、前記化学療法レジメンが(i)ドキソルビシン、ブレオマイシン、ビンプラスチシンおよびダカルバジンまたは(ii)ゲムシタビンを含む、上記医薬組成物。

【請求項2】

前記化学療法レジメンがドキソルビシン、ブレオマイシン、ビンプラスチシンおよびダカルバジンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記抗体-薬物複合体が治療サイクルを通して送達され、治療サイクルを通した総投与量が被験者の体重あたり約0.1mg/kg～約3.2mg/kgである、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】

治療サイクルが3週間または4週間である、請求項3記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記抗体-薬物複合体を1回につき被験者の体重あたり0.2mg/kg～1.2mg/kgの用量範囲で投与する、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記化学療法レジメンがゲムシタビンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記抗体-薬物複合体が治療サイクルを通して送達され、治療サイクルを通した総投与量が被験者の体重あたり約0.1mg/kg～約3.2mg/kgである、請求項6記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記抗体-薬物複合体を前記化学療法レジメンと組み合わせて3週間または4週間の治療サイクルの間に使用し、さらなる抗癌剤を使用しない、請求項1～7のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記被験者が再発性または難治性ホジキンリンパ腫を有する、請求項1～8のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記抗体-薬物複合体を2回以上の治療サイクルにわたり投与する、請求項1～9のいずれか1項記載の医薬組成物。

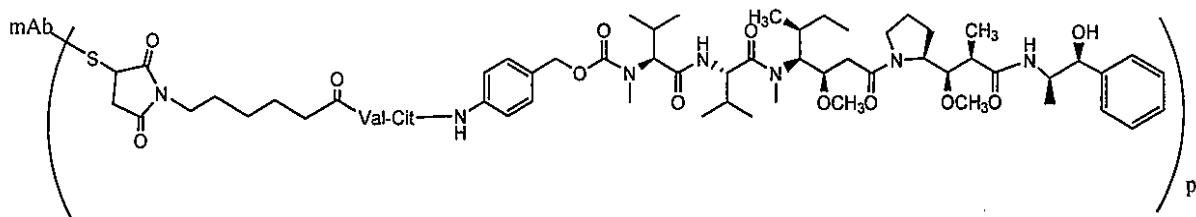
【請求項11】

アウリストチン化合物が細胞内条件下で切断されるリンカーを介して抗CD30抗体に複合化されており、そのリンカーの切断により細胞内環境においてアウリストチン化合物が抗体から放出される、請求項1～10のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記抗体-薬物複合体が以下の構造：

【化1】



(ここで、「mAB-s-」は抗CD30抗体を表し、pは1～約10である)

を有する、請求項1～10のいずれか1項記載の医薬組成物。

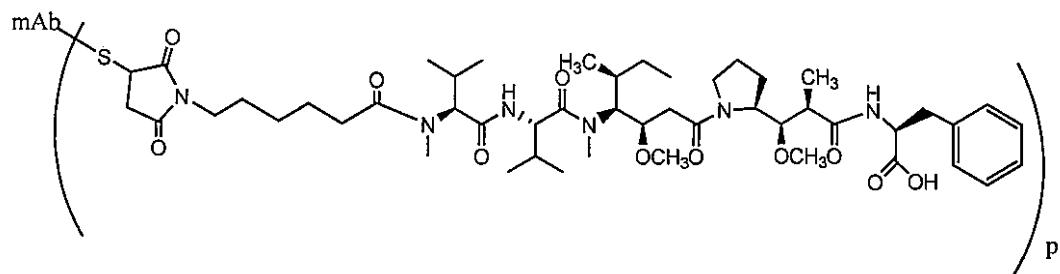
【請求項13】

アウリストチン化合物が細胞内条件下で切断されないリンカーを介して抗CD30抗体に複合化されており、前記アウリストチン化合物が抗体の分解により放出される、請求項1～10のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記抗体-薬物複合体が以下の構造：

【化2】



(ここで、「mAB-s-」は抗CD30抗体を表し、pは1～約10である)

を有する、請求項1～10のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記抗CD30抗体がキメラAC10抗体であるか、またはキメラAC10抗体と結合について競合する、請求項1～14のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記抗CD30抗体がキメラAC10抗体である、請求項15記載の医薬組成物。